福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称:車尾保育園種別:認可保育所代表者氏名:園長 門脇 智子定員(利用人数):110名(128名)所在地:米子市車尾南1-13-13ホームページ:
所在地:米子市車尾南1-13-13 TEL:(0859)32-2454 ホームページ: :http://www.yonago-fukushikai.net/ 【施設の概要】 開設年月日:昭和55(1980)年 4月 1日 開設 平成30(2013)年11月 園舎全面改修、乳児保育事業開始 経営法人・設置主体(法人名等):社会福祉法人 米子福祉会 職員数 常勤職員: 18名 非常勤職員 17名 職員数 園長 1名 保育士 14名 専門職員 園長補佐(保育士) 2名 調理員 2名
TEL:(0859) 32-2454 ホームページ: http://www.yonago-fukushikai.net/ 【施設の概要】 開設年月日:昭和55(1980)年 4月 1日 開設 平成30(2013)年11月 園舎全面改修、乳児保育事業開始 経営法人・設置主体(法人名等):社会福祉法人 米子福祉会 職員数 常勤職員: 18名 非常勤職員 17名 職員数 園長 1名 保育士 14名 専門職員 園長補佐(保育士) 2名 調理員 2名
http://www.yonago-fukushikai.net/ 【施設の概要】 開設年月日: 昭和55(1980)年 4月 1日 開設 平成30(2013)年11月 園舎全面改修、乳児保育事業開始 経営法人・設置主体(法人名等): 社会福祉法人 米子福祉会 職員数 常勤職員: 18名 非常勤職員 17名 職員数 園長 1名 保育士 14名 専門職員 園長補佐(保育士) 2名 調理員 2名
【施設の概要】 開設年月日:昭和55(1980)年 4月 1日 開設 平成30(2013)年11月 園舎全面改修、乳児保育事業開始 経営法人・設置主体(法人名等):社会福祉法人 米子福祉会 職員数 常勤職員: 18名 非常勤職員 17名 職員数 園長 1名 保育士 14名 専門職員 園長補佐(保育士) 2名 調理員 2名
開設年月日:昭和55(1980)年 4月 1日 開設 平成30(2013)年11月 園舎全面改修、乳児保育事業開始 経営法人・設置主体(法人名等):社会福祉法人 米子福祉会 職員数 常勤職員: 18名 非常勤職員 17名 職員数 園長 1名 保育士 14名 専門職員 園長補佐(保育士) 2名 調理員 2名
平成30(2013)年11月園舎全面改修、乳児保育事業開始経営法人・設置主体(法人名等): 社会福祉法人米子福祉会職員数常勤職員:18名非常勤職員17名職員数園長1名保育士14名専門職員園長補佐(保育士)2名調理員2名
経営法人・設置主体(法人名等): 社会福祉法人 米子福祉会職員数常勤職員:18名非常勤職員17名職員数園長1名保育士14名専門職員園長補佐(保育士)2名調理員2名
職員数 常勤職員: 18名 非常勤職員 17名 職員数 園長 1名 保育士 14名 専門職員 園長補佐(保育士) 2名 調理員 2名
職員数 園長 1名 保育士 14名 専門職員 園長補佐(保育士) 2名 調理員 2名
専門職員 園長補佐(保育士) 2名 調理員 2名
保育士 12名 保育補助員 1名
PET 1
調理師 3名
施設・設 (居室数) (設備等)
備の概要 保育室 5室 遊戯室 1室
乳児室(床暖房) 1室 芝生化園庭 1面
調乳室 1室 プール 1ヶ所
沐浴室 1室 読書コーナー 2ヶ所
冷暖房(空調)完備 職員室(兼:医務室) 1室
相談室 1室 調理室 1室

③ 理念·基本方針

保育理念

笑顔に出会える保育園 保護者と地域とともに

- ~心身共に豊かでたくましく生きる子どもを育む~
- 一人ひとりの子どもたちをまるごと受けとめ、安定して生活できる、ぬくもりのある保育園づくりをめざします。

保育方針

- ・未来をたくましく生きる力の基礎を身につくよう、子どもたちのことを第一に考え保育 を行います。
- ・きめこまかい愛情で子どもたちに寄り添い、一人ひとりの個性を大切にし、子どもたち

の可能性を広げるよう、保護者、地域と連携し、協力を得ながら保育を行います。

- ・養護と教育の一体保育を行い、年間計画を基に様々な体験を通して自然や物事に対する 関心、体を動かすことの喜びなど、伸びやかで、豊かな心や考える力を育みます。
- 子どもたちの健康と安全を保障し、安心して生活できる快適な環境づくりに努めます。
- ・子どもの人権に配慮し、命の尊さや自分を大切にすること、人を大切にすること、感謝 の気持ちをもつことなど、共に生きる心を育てます。
- ・食育を通して、からだづくりの基本である食への関心を養います。

保育目標 (車尾保育園)

身近な自然環境をいかし、たくましい体と心を育む

~一人ひとりを大切に共に育つ仲間づくりを目指して~

めざす子ども像

- 元気よくあいさつができる子ども
- ・自分が大好きで自分も友だちも大切にする子ども
- ・健康で元気にあそぶ子ども
- ・自分で考え行動できる子ども
- ・差別に気づく感性豊かな子ども
- ・労働の喜びと大切さを知る子ども

④ 施設の特徴的な取組

社会福祉法人米子福祉会の10園の中の1園として、1980年(昭和55年)に認可され、保育サービスの施設運営が実施されています。

法人の経営理念及び保育理念に基づいた園独自の基本方針、保育目標を掲げ、「めざす子ども像」等、子どもが未来をたくましく生きる力の基礎を身に付けるための基本的生活習慣の習得に加え、保育指針(2018年4月)に基づき、新たな「養護と教育の一体保育」の実践に向けた保育の見える化(ドキュメンテーション)と合わせた取組みに法人10園で積極的に取組まれています。

平成30年12月に改築された鉄筋造りの2階建ての新園舎は、木の香りで癒される園舎となっており、玄関のバリアフリー、乳児室と1・2歳児の保育室は床暖房、多目的トイレを備え、室内、廊下は、太陽の光や風が通り抜ける温かみが感じられます。

子どもたちは、リトミック、絵本読み、異年齢交流、おはなしひろば絵本読み聞かせの会(年長・年中児)等の養育及び緑の芝生化された園庭で、子どもたちが「おにごっこ」「かけっこ」等のびのびと身体を動かすことができる環境整備が行われています。

地域の公民館(公民館祭、子育てサークル「あこクラブ」)等との交流・参加及び東山中学校区教育研究発表会(公開保育)、車尾小学校(田植え・稲刈り・音楽集会)交流等が積極的に行われ、中学校校区では生まれてから義務教育を終える15年間をどのようにかかわっていくかの指針となる「人権教育15年プラン」のもと、幼保小中学校で連携を取りながら様々な取組みが行われています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和1年10月15日(契約日) ~
	令和2年3月13日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	1回(平成26年度)(2014年)

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

◎保育理念及び保育方針に基づいた事業計画目標が策定され、全体的な計画に沿った指導計画がクラス単位に作成されています。

月・週案の振り返りを行いながら、評価・見直しが実施され、職員間の連携を取りなが ら保育の質の向上を目指した取組みが行われています。

◎法人本部が中心となり運営方針を定め、経営分析・実施状況を把握し、課題に対しての改善策を10園の検討員会で検討されています。

定期的な各種マニュアルの改善・見直しも行われています。

- ◎法人本部による経営管理(運営方針・経営分析・対策実施状況)及び課題改善対策(組織 10園での検討員会)及び組織的な管理能力(マネージメント、統率、コミュニケーション、課題解決)強化、各種マニュアルの改善・見直し(年度末)及び職員への共有による適切な組織運営の実施等、第三者評価項目の全てに対するレベル向上が図られています。
- ◎子ども・子育て支援新制度や新保育指針の施行以来、法人10園全体での試行錯誤による「養護と教育の一体保育」方針の「教育」が体系的に整理され、「10の姿」の養育内容・行事等を玄関ボード(写真・絵・記録等)に掲出して、保護者説明が行われています。特に、養育のドキュメンテーション(保育の見える化)の取組みが前進しておられます。
- ◎公民館活動としての地域活動交流事業や行事(公民館祭、地区運動会・感謝デー・あこクラブ等)参加及び児童館、車尾・啓成小学校等との交流・参加が行われ、子ども(保護者)の小学校入学への見通しが持てる取組み等が行われています。
- ◎基本的生活習慣の習得は、食育指導と連動させ、食事のマナーや地域食材を活かした美味しく楽しく食事を行うことの大切さや伝統食や季節料理等を取り入れた取組みが行われています。

◇改善を求められる点

◎業務効率化の推進に向けたICT化が、昨年度から本格的導入されました。

日々の事務作業等の効率化による職場環境の整備や登降園システム、保護者連絡システ等、保護者にとっても便利な機能となる取組みの推進に期待致します。

◎これまで法人の検討委員会で幾度と検討を積み重ねて、取組みがスタートした新保育指針に示される「子どもの養育の中で育む(3つの柱)」、「発達過程のねらい(5領域)」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい目安としての(10の姿)」の養育プログラム等の作成による保護者への共有による理解と納得が重要です。

特に、幼児期の基本的な生活習慣の習得から小学校への就学までの養育(10の姿)に 関する保護者に対する保育の見える化(ドキュメンテーション)と連動した取組みが、保 護者に理解・協力を頂くためにも更なる充実を目指されることに期待します。

保護者役員会、保護者会総会や保育参観日等での十分な理解(保育園の役割と家庭での 役割等)を賜り、当園での新たな「養護と教育の一体保育」の更なる促進に向けた取組み に期待します。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受審するにあたり、自分たちの保育を一つひとつ振り返ることで新たな課題を職員間で共有するいい機会となりました。

ご指導いただいた点や保護者の方からいただいたご意見を真摯に受け止め、高く評価していただいたところはさらなる向上を目指し、不十分なところは職員が一つになって改善に向け取り組んでいきたいと思います。

今後も、保護者や地域の皆様のご理解ご協力をいただきながら、地域に愛される保育園づくりをめざしていきたいと思います。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

- 「a」 より良い福祉サービスの水準(質の向上を目指す際に目安とする状態)
- 「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態(「a」に向けたと取組みの余地がある状態
- 「c」
 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三評価結果 (保育所)

共通評価基準(45項目)

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念·基本方針

	第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
I - 1 - (1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	а

〈コメント〉

米子福祉会の理念・方針に基づいた、園としての保育目標、保育方針による目指す養育と教育の一体保育方針が明文化され、園内にも掲示されています。

職員に対しては、年度始めの全体職員会議時に、事業計画の説明を行い、各個人ファイルでいつでも確認できるようにしておられます。

社会的責任及び人権擁護等の法令遵守等を踏まえた事業推進に向け、理念・基本方針に込められた思いや行動規範や職責に対する責任感や向上心を持ち専門的な知識・技術力を高め職員相互間の連携に基づいた養護と教育の一体的な保育運営に向けた意識の共有が図られています。

保護者に対しては、入所説明会、保護者総会等において、理念・保育方針等「めざす方向」を 具体的に示して、理解を深める説明が行われています。

公民館や小中学校等に対しては、ホームページ、パンフレット、園だより等を通して広く周知 が図られています。

Ⅰ-2 経堂状況の把握

1 2 性色状光切孔性	
	第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
□ I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握·分析さ	а
れている。	u

〈コメント〉

研修会や内閣府のホームページなどから国の動向の情報を得て、事務局・園長会・中長期計画 策定委員会などで分析・検討し、職員会で報告されています。

保育事業を取り巻く環境変化及び経営状況(利用人数、稼働率の把握、コスト削減等)が把握・ 分析され、事業の実績・課題等について、法人本部会議及び園長会議で共有が図られ、改善対策 や新たな施策等を事業推進に反映する等の取組みが行われています。

事業を取り巻く環境及び経営状況は、園長より職員会議等で職員全体への周知・説明が行われ、 職員の一人ひとりが事業の進捗及び動向を共有する取組みが実施されています。 b

〈コメント〉

地域のニーズに対応できるよう、昨年度は園舎の建て替えに伴う利用定員の増員及び乳児保育 の開始等の経営課題改善の取り組みが実施されています。

定期的な法人会議及び園長会等で、保育経営の全体の現状及び課題の検討等が組織的に行われ、 当園の事業運営における対策等を職員会議で園長会報告及び経営の現状及び施設運営に関する把 握分析・課題等の検討や対策が行われています。

当園の課題として、配慮を必要とする子どもの増加を踏まえ、職員の研修の充実(障がい児研修、キャリアアップ研修等)及び保育利用時間等の分析による早朝から延長時間までの職員体制の適正な見直し等の取組みが行われています。

また、ICT化の導入後の改善・見直し等、文書管理、記録作業等の効率化の取組みが進展しておられます。

情報化の推進には、ICTの利用や操作習得の徹底による効率化を図り、更なる養護・教育の保育サービスの質の向上への取組みに期待します。

Ⅰ-3 事業計画の策定

	第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
	а

〈コメント〉

米子福祉会の経営理念・基本方針に基づき、保育の基本方針(目標)・目指す子ども像等が作成され、地域の潜在的な利用者ニーズや経営課題の分析に基づき、組織体制及び施設環境設備、保育運営における質の向上に向けた人材育成等の項目についての、中・長期的な方針(3ヶ年計画ビジョン)が策定されています。

具体的な目標については定期的に評価し分析が行なわれています。

□ I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

2

〈コメント〉

中・長期計画の経営事業目標や施設運営に関する環境整備計画に基づき、当園の事業計画が策定され、毎月の事業運営の実施状況(事業報告等)成果・分析等による進捗管理が行われています。

当年度の基本方針及び目指す子ども像への具体的な施策目標を掲げ、「保育の見える化」の取組 みによる保育内容の言語化、安全・安心な保育(ヒヤリハット事例に学ぶ)、人材育成計画に基づ き、到達目標や行動目標を明確にした保育の質の向上に向けた取組みが行われています。

また、保育園での日々の養育状況を保護者に理解していただく為のドキュメンテーショ(見える化)の施策及びICT化の更なる改善・促進による業務効率化、災害に備えたハード・ソフト面の整備・改修、室内防音パネルの設置、庭園の全面芝化の整備等、中・長期的に改善・見直し

を繰り返しながら保育内容及び環境の質の向上施策が、法人全体で取組まれています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

а

〈コメント〉

事業計画は前年度の振り返りや反省に基づき作成されており、収支計画においては本部による 月々の分析をもとに見直しが図られています。

法人の事業運営方針や施設運営に関する環境整備計画と整合性を持った当園の事業計画(養育計画、年間行事、施設環境整備等)が策定され、毎月事業報告が取りまとめられ、法人全体の園長会議において報告され、成果や課題・対策等が組織的に行われています。

園長は、職員会議において、課題の分析・対策等の周知、職員の意見等をくみ取り、園全体での事業推進が行われています。

年度末の園の自己評価及びクラス単位(集約)の自己評価(四半期単位4回)が行われ、事業運営の適正化(反省・見直し等)の取組みが組織的に実施されています。

I-3-(2)-②事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

а

〈コメント〉

年度始めの保護者総会で、前年度の自己評価や保護者アンケート調査の結果を総会資料に添付 し、反映された内容の事業計画の説明が実施されています。

新しい取り組みに関しては、その都度、文書・掲示等で分かりやすく説明し、理解及び参加を 促されています。

また、入所説明会、入園式、遠足、保育参加日等に於いても機会がある毎に、保育理念・基本 方針、保育目標に加えて、重要事業項目、年間行事、保育のデイリープログラム及び安全管理(緊 急時対応等)、健康管理(健康診断等)、防災計画、苦情処理体制・意見・要望対応(意見箱の設 置)、個人情報保護対策等の周知や説明が行われています。

Ⅰ-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

T IMPLY CALABOAN AND HIMPANAME			
	第三者評価結果		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・	計画的に行われている。		
いる。	a		

〈コメント〉

保育理念・基本方針に沿った「目指す子ども像」の事業計画(保育目標)の達成の実現は、保育の質の向上が不可欠であることから、園の課題を踏まえた全体的な計画の改善・見直しによる指導計画について、クラス会議・ケース検討会等で保育内容の振り返りによる自己評価が行なわれ、職員会議で共有しながら、園長及び職員間での検証や指導・アドバイスを反映する等の養育の質の向上に取組まれています。

また、組織内に、ヒヤリハット委員会、あそび委員会、畑委員会、絵本委員会、保険衛生委員会等による組織運営必要な計画立案による実行及び分析や対策を定期に実施し、組織的に保育内容の充実の取組みが行われています。

法人独自の内部研修、10園合同の年齢別(クラス単位)研修等で意見交換等が実施され、研修 後は振り返りシートが作成される等、職員一人ひとりのスキル(知識・技術等)向上の取組みが 計画的に実施されています。

第三者評価も定期的に受審されています。

9	Ⅰ-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を	h
	明確にし、計画的な改善策を実施している。	Ь

〈コメント〉

法人本部へ事業運営状況等、毎月報告され、園長会議で評価結果の分析や改善策等が話し合われます。

評価結果の分析や改善策等を職員会議で共有し、課題については職員会議や年齢別会や委員会 等で検証しておられます。

園全体の課題やクラス単位等の取組み方針を明らかにした改善対策に向けた取組みが実施されています。

また、指導計画等のクラス単位の自己評価による成果分析・課題に対する改善施策を職員が共通認識した養育の取組みも行われています。

ヒヤリハット事例検討などで必要な課題を明確にし、改善策を検討する。

圏児数増加に伴い職員数も増加しておられます。職員の共通理解という面において不十分な面も見られます。特にパート職員に対しては周知方法については、現在会議録の供覧が主となっていますので、工夫されることに期待します。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	actorphic) / ///	
		第三者評価結果
I − 1 ·	-(1) 管理者の責任が明確にされている。	
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を	
	図っている。	a

〈コメント〉

園の運営体制については、業務分掌表・業務分担表に明記し、役割と責務は明確にされており、 年度初めの全体職員会で、園長は自らの責務と運営方針について明確に示されています。

また、保護者に対しては、保護者会等の開催時に、園長より保育方針や有事の際の緊急時対応等の説明が行なわれ周知が図られています。

園長不在時は、園長補佐に権限委任されます。

地域とも積極的に関わられ、公民館(くずも夏のステージ、子育て支援「あこクラブ」、公民館祭、 地区運動会等)、車尾・啓成小学校、東山中学校(合同避難訓練)等への行事にも積極的に参加や 交流が行われ、保育園が目指す保育への理解に向けた取組みが実施されています。

11	II-1-(1)-(2)	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行って	
	いる。		а

〈コメント〉

保育制度の動向及び関係法令、リスクマネジメント等の研修に積極的に参加し、法人会議や園 長会議でも情報の共有化を図りながら、遵守に努めておられます。

園長が研修で得た知識を基に園内研修の実施、研修報告供覧等を行い、職員への周知が図られ、 各種法令について理解し、日頃の業務及び運営に活かされています。

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

12	II-1-(2)-(1)	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮し	
	ている。		a

〈コメント〉

年度当初に園長として、事業計画における「保育目標」について職員に説明し周知徹底が実施されており、職員一人ひとりの保育に対する"自己評価シート"(年2回)が行われ、自らの保育実践の良い点、課題点等の振り返りの取組みが行なわれています。

月案・週案に対する自己評価(振り返りの記録)対する評価も行われ、課題把握、改善対策が行なわれています。

園長による、職員一人ひとりへの面談が年2回実施されており、指導・アドバイス等による保育サービス全体の質の向上に向けた取組みが行われています。

研修については、全職員に知らせるようにし参加を呼びかけ、充実を図っておられます。また報告は職員会議、あるいは書類供覧で行い周知に努めておられます。

研修計画の策定・実施、円滑な保育運営を図るための各種委員会体制の構築による保育の質の 向上への取組みが行われています。 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

а

b

〈コメント〉

経営改善に関する対策は、職員からの要望や意見、保護者の意見等の分析、収集したデータを活用した対策等を園長会議で提供され、園運営の実施状況、施設環境等の整備、経営指標等の分析・対策等の検証が行われています。その結果については、職員会議で職員に共有化され、園が目指す取組みに向けて、経営の改善や行事の実効性が高められるよう周知や指導が行われています。

具体的な業務改善の効率化として、「ICT情報化システム」の改善、「登降園管理受付」の運用等、法人全体で取組まれ、ICT化の導入に伴い、各種の記録書等の効率化による業務運営が進められています。

日々の人員配置、職員の有給休暇取得には配慮し働きやすい環境を整えるようにされており、保 育業務の負担軽減を図るために保育支援員による清掃・消毒等の業務対応が行われています。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	
14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が	
立し、取組が実施されている。	В

〈コメント〉

福祉人材の採用確保につては、広報誌、パンフレット、ホームページ掲載及びハローワークの 求人募集、就職説明会等の取組みに加え、育成校で行われる説明会や実習生への声がけ、現職員 による保育士紹介制度の取組みが行われています。

定着については、個人面談、意向調書により要望や意見を把握するようにされています。

「給与規程」及び職員の自己実現に向けた人材育成計画等の充実及び保育園運営の更なる魅力 度アップに向けた各種施策の取組みに期待します。

|15 | II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

〈コメント〉

法人組織としての経営理念・保育理念・基本方針に沿った「期待する職員像」が明確化され、 人材育成計画に基づくキャリアパス研修や意向調書、個人面談で本人の意向を掴むようにされて います。

定期的に月案・週案に対する振り返りに加え、日常業務の取組み状況の把握及び年度末の面談等が実施され、法人の人事基準に基づき、職員一人ひとりの業務実績の振り返り等から総合的な人事評価が実施されています。

職員が自らの将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みを充実されることを期待します。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

а

〈コメント〉

職員への園長面談(年2回)による就業に関する意見・要望等の把握による就業に関する改善・ 見直し等の取組みが行われています。

また、職員の就業状況については、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを把握し、有給 消化や時間外管理が行なわれています。有給休暇を取得しやすいようにパート職員がつけられて います。

就業時間内に業務を完了させるための効率的な時間のやり繰り(事務タイム)、人員配置を工夫され、ICT情報化システム導入により業務の効率化に向けて取組んでおられます。

職員の健康診断、予防接種の実施や育児休暇、リフレッシュ休暇等の整備を行い、働きやすい 職場づくりを目指しておられます。また、米子福祉会レクリエーション、職員旅行、各種慰労会、 忘年会などが行われ、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した取組みが行われています。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

|17| | Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

9

〈コメント〉

保育理念、事業計画等で「期待する職員像」を明確にし、職員個々の「今年度の目標」を個別面談の中で確認され、それに向けたキャリアアップ研修を受け育成に向けた取組みが行なわれています。

職員はキャリアアップ研修やその他の研修終了後、研修復命書や職員会議で報告を行い、研修の共有化が図られています。

また、保育園運営のために必要な人材育成の為のOJT の取組みも行われています。

年度末の職員の設定した目標に対して、定期的に面談を行い、目標達成度の確認が行なわれています。

必要なスキルの習得や希望する研修の把握が行われ、職員一人ひとりの職能(階層別)に対応 する研修計画が実施されています。

□ II - 2 - (3) - ② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

а

〈コメント〉

人材育成基本方針に基づき、法人が求める基本姿勢、保育に求める専門知識等の階層別到達目標及び行動目標が設定され、自己評価に対する園長の面談等による職員からの研修要望等の把握を反映させた研修計画が策定されています。

研修後は、職員会議や書類回覧により研修内容等を全職員で共有されています

法人組織 1 0 園の年齢別会議も開催され、同年齢の養育についての情報交換を踏まえた部内勉強会の実施による共通する課題の改善や対策等が行われています。

職員への「期待する職員像」が明文化され、保育士の処遇改善をサポートするキャリアアップ 研修制度の導入に沿った、職員一人ひとりと認識を共有した教育・育成研修が実施されています。 | 19 | | Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

а

〈コメント〉

人材育成計画に基づき、職員一人ひとりの保育経験や知識、技術を把握し、階層別研修、テーマ別研修・職種別研修等の年間研修計画に基づく研修が実施されています。

また、法人独自の新規採用研修(職場OJT研修含む)、主任保育士部会研修、保育士部会研修、 「見える化検討委員会」及び行政からの要請研修等に対して計画的な参加が行われています。

年度の階層別の目標達成に向け、職員が希望する研修に積極的に参加できるよう、広く全職員 に研修の情報の提供が行われ、研修後は、職員会議での伝達講習や報告書(復命)により、研修 内容等を全職員へ共有されています。

保健衛生に関しては法人内他園の看護師を招いて園内研修を行い、全職員のスキルアップが図られています。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

а

〈コメント〉

実習生の受入れマニュアルが策定され、職員間での実習生の受入れの意義等の共有が図られています。

養成校への実習会議に参加し学校側との連携に努めておられます。

保育現場での業務に携わるための計画的なプログラムに基づいた実習生の受入れ体制(園長補佐が担当)を整え、事前のオリエンテーションを踏まえた実習生の受入れの取組みが実施されています。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

_	_		是日 少 及引压 少 能体	
				第三者評価結果
	Ι-	-3-	-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	
	2	1	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	а

〈コメント〉

保育理念・保育方針、保育目標が、施設玄関に掲出され、事業運営に関する事業報告(予算・決算状況含む)・事業計画・施設概要・施設案内等の具体的な保育のサービス内容(行事予定含め)等がホームページに掲出され、パンフレット・入園しおり、園だより、クラスだより等により保護者及び地域(公民館・小学校等)への情報提供が行われています。

事業計画・事業報告・予算・決算情報は本部がまとめたものを一定の期間玄関に置き、誰でも自由に確認できるようにしておられます。

地域(近隣)、保護者等からの苦情に対する改善策等を個人情報に配慮しながら、保育施設の玄 関等のボードに表示、事業計画報告への掲載等の情報公開規程に沿った公表が行われています。 | II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

а

〈コメント〉

米子福祉会の総括的な内部統制(毎月のチェック体制等)による財務管理、施設の経営・運営 方針に基づいた事業が推進され、公認会計士による外部監査や社内監査の実施等による透明性の 高い運営が実施されています。

公正かつ透明性の高い適正な経営・運営の推進に向け、定款、組織規程、保育所運営規程、就業規則等の社内規定(基準)、職務権限・責任等及び保育運営に於ける必要なマニュアル等の定期的な改善・修正等が行われ、各クラス単位に業務マニュアルが配置され、年度当初に職員に向けての説明が行われ、適正な保育運営が行われています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
[23] Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	а

〈コメント〉

法人の基本方針である「家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力のもとに養護と教育を一体的に行う」に基づき、公民館運営委員会、児童館運営委員会、中学校区人権推進協議会等への参加、地域行事(公民館祭、校区運動会、あこクラブ(子育てカーニバル等)、車尾小学校(田植え・稲刈り体験)等の交流による地域の輪を広げる活動等が行われています。

また、子ども達や保護者が活用できる社会資源情報や地域のイベント情報等のポスター等を園内掲示板で紹介やパンフレットの配布が行われています。

家庭のニーズに応じてファミリーサポートや病児保育などの利用方法について知らせておられます。

а

〈コメント〉

ボランティア受入れマニュアルに基づいて、受入れ窓口体制を整え、各種のボランティア、学 校窓口等と調整を行い積極的に受入れ、園運営の活力につなげられています。

ボランティア参加者の受入れ記録簿等による参加者の把握が行われ、オリエンテーションによる 注意事項、プログラム等の説明を行い受け入れられています。

中学校の職場体験学習、小学校のまち探検の校外学習も受入れが行われています。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

а

〈コメント〉

保育運営における保育サービスに関する関係機関リスト(医療機関、警察、消防署、保健所、 行政、児童相談所、教育委員会、小・中学校、公民館、福祉事務所、要保護児童対策地域協議会 等)との連携やネットワークが構築された「関係機関連絡一覧」が整備(地域社会資源関係図を 職員室掲示)され、緊急時についても適切な対応を行う体制(職員周知)が整備されています。

関係機関とは必要に応じて連携が取れる体制が整っており、職員会などで情報の共有をしておられます。

また、要保護児童や発達に支援の必要な子どものアセスメントでは、関係機関との連携が欠かせないことから園長が窓口となり各機関との密接な連携が図られています。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

|26| | Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。

а

〈コメント〉

地域の子育てサークルへ園開放日(年2回)を設け、子育ての相談等、保育園が持つ機能を利用してもらう取組みが行われています。

見学に来られた際、入所への悩みを聞いたり、相談も受けられています。

また、園が開催する保育参加日等の「保護者向け子育て講演会」や各種行事には、地域の子育でサークルにも参加を呼び掛けが行われています。

公民館主催事業の子育てカーニバルでは保育士がエプロンシアターなども行われています。 トライアスロンのボランティアや虐待防止たすきリレーのイベントにも参加されました。

b

〈コメント〉

地域の福祉ニーズを反映した「乳児・低年齢児保育」「延長保育」「障害児保育」等を積極的に 取組まれています。

地域の安心・安全対策(防犯)の一環として、「こどもかけこみ110番」の取組みや緊急時のAED貸出しも実施されています。

福祉ニーズの把握活動として、保護者アンケート、地域の公民館運営委員会、児童館運営委員会、中学校評議委員会への参加等による福祉ニーズの把握に基づいた保育運営への反映の取組みが行われています。

今後、この活動から生まれる保育園施設機能や知識・技術等が地域の期待に沿った取組みが数 多く生まれることを期待します。

評価対象皿 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 利用者本位の養育・支援

	第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	
28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解を・	
つための取組を行っている。	a

〈コメント〉

全国保育士会倫理綱領、東山中学校区人権教育15年プラン、法人が定める職務規定や行動規 範に基づき、子どもの一人ひとりの「子どもの最善の利益の尊重」「人権の尊重」に対する職員共 通の意識を持っておられます。

職員が理解するための職員全てに「くずもほいくえんBOOK」(保育理念・基本方針・各種保育マニュアル・全体計画含む)を配布し事業の適切な運営に向けての取組みが実施されています。

人権・同和保育の全体計画もあり、基本的人権や子どもの尊重などへの配慮についての研修に 参加し、園内でも人権の尊重に関する研修を行っておられます。

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養	
	育・支援提供が行われている。	a

〈コメント〉

子どもや保護者のプライバシー保護、子どもの虐待防止等の権利擁護についてマニュアルを作成し、職員には年度当初の全体職員会等で周知を図っておられます。

マニュアルは「くずもほいくんBOOK」で確認できるようにされており、保育の中での配慮 事項に関しては手順書に示してあります。

園内外の人権の尊重に関する研修への参加等、子ども(保護者)の権利擁護に配意した取組み も行われています。人権擁護のためのセルフチェックリストも活用されています。

また、入所説明会や保護者会総会を利用しプライバシー保護について説明及び各種保育園資料等への写真掲示等に関する保護者の同意書による把握が適切に実施されています。

個別対応が必要な保護者に対する子育て相談室の配備や子どものトイレの仕切りが設けられる などの配慮が行われています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30	Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に	
	提供している。		a

〈コメント〉

ホームページ、広報誌、パンフレット、入園のしおりで園の保育理念、保育方針、保育の内容 等がわかりやすく情報提供が行われています。

利用希望者には、年間を通して随時見学を受入れ、入園のしおり、パンフレット等を使用しながら希望者個々に説明が行われています。

また、地域の公民館にパンフレットや広報誌を置いてもらい必要な方々への保育園情報が提供されています。

а

〈コメント〉

入園希望者の面談時、入所説明会、入園式、保護者会総会等で「入園のしおり」「重要事項説明書」等で、保育の開始時の留意事項、一日の園生活や行事等を紹介しながらの説明による保育サービス内容の情報等を説明されています。

進級時にも園からの連絡だより、クラスだよりを保護者に配布して理解を得るよう取組まれています。

保育設備の整備や、業務運営の改善、見直し等についても玄関の掲示や園だよりで保護者に周 知し同意を得るようにされています。

保育の 利用に関わる全ての 変更点について随時、保護者に手紙の配布や玄関掲示を通して周知が図られています。

| Ⅲ-1-(2)-③ 保育所の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

а

〈コメント〉

保育所の転園、退園にあたり、保育の継続性に配慮の手順として、保護者の同意を受けて、引継ぎ文書(法人統一書式)による申し送り等で保育の継続性を確保するために、変更先の保育園等へ引継ぎ資料の提供の対応が行われます。

転園、退園後も、悩みや相談がある場合等は、職員(園長・園長補佐が窓口)による対応が行なわれます。

要保護児童等の対象の場合、要保護児童対策地域協議会及び関係機関との連携による適切な引継ぎが行なわれます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

| 33 | III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を | 行っている。

а

〈コメント〉

年1回保護者アンケートをして、意見や要望を吸い上げるようにされています。また、アンケート結果は分析し、課題の改善に取組んでおられます。

運営に関しての変更点や新たな試み等は、保護者会役員会で保護者の意見を聞き、決定しておられます。

登降園時の保護者とのやりとり、連絡帳、個人懇談(年1回、年長児は2回)、クラス座談会などからも満足度を把握するようにされています。未満児は特に連絡帳での保護者との情報交換を 大切にしておられます。

給食参観日の試食アンケート調査、定期の給食の残食チェック等による保護者や子どもの要望 や給食実態を把握した対策を講じる取組みが行われています。

苦情受付からも、満足度に対する課題を見つけて、改善するように努めておられます。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

|34| | Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

а

〈コメント〉

苦情受付マニュアルが作成されており、苦情相談体制(受付担当・解決責任者・第三者委員等) も構築されています。

保護者に対しては、入園時に入園のしおり、重要事項説明書で苦情解決相談窓口について説明 が行なわれています。

苦情の対応については、申し出た利用者に不利益ならないように環境等配慮し、玄関掲示などで保護者により広く周知を図っておられます。

また、苦情受付記録簿に苦情対応(内容、改善対策等)の記録が法人本部に報告され、法人組織 1 0 園全体が共有した苦情に学ぶ運営改善の取組みが行われています。

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

а

〈コメント〉

保護者に対して、入園説明会、保護者会総会、園だより(クラスだより)等で、登降園時の保護者とのやりとり、連絡帳での意見、要望等の収集を行い、いつでも困ったことや意見・要望を気軽に相談できる体制がある旨が説明され、玄関先に相談受付体制の掲示等が行われています。

相談室を準備し、いつでも気軽に相談できる場を作り、入園説明会、保護者会総会等で保護者にも伝えておられます。

意見箱も設置し(事務室からの死角コーナー)保護者等から意見や要望を出しやすい環境に配慮されています。

| 36 | Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

а

〈コメント〉

苦情解決マニュアルの編成に基づき、苦情受付記録簿・職員の共有ノート等で園長へ報告され、 職員にも共有が図られています。

苦情・意見・要望等の内容に応じて、保護者と担当保育士、園長で速やかに話し合いの場を設ける等の即応的な対応や職員間での意見・要望に対する検討調整等が園長に報告後の保護者対応が行われる等、組織のトップに保護者の相談や苦情が必ず伝わる取組みが行われています。

また、苦情・相談の回答等に時間を費やす場合は、保護者へ回答の遅れる旨の連絡等が行われています。

保護者からの苦情や意見・要望等に対する検討結果等は、職員間で共有が行われ、必要に応じて園内に掲示(必要な場合の保護者同意)する等の公表が行われています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

а

〈コメント〉

37

園運営の最重点である子ども安心・安全な支援として、多様なマニュアルが編成され「事故防止マニュアル·SIDS等非常時対応マニュアル·SIDS等チェック表・水の事故対応マニュアル食物アレルギー児対応マニュアル・遠足、散歩マニュアル」等に基づき、リスジクメマンネト体制が整備され、年度当初の体制見直し及びマニュアル等の周知が行われる等組織的な安心・安全対策が取組まれています。

職員による毎日の園内安全点検、遊具の安全点検、事故防止チェックリスト、ヒヤリハット報告書等、ヒヤリハット委員会等の点検による職員のリスクマネジメント研修への参加による安心・安全な園運営の取組みが行われています。

また、交通安全指導や非常災害訓練(火災、風水害、地震、津波、不審者侵入等を想定)の実施計画による組織的な防災対策等の取組みが実施されています。

リスクマネジメントに関する研修にも積極的に参加されています。

消防署指導で救急救命講習が実施され、緊急時における職員の救急救命の初動が適切に行われるための取組みが行われています。

| 38 | Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のため の体制を整備し、取組を行っている。

а

〈コメント〉

感染症対応マニュアル(感染症予防マニュアル・食事予防マニュアル・嘔吐物処理マニュアル) 及び緊急時マニュアルが編成され、嘔吐処理研修、感染拡大予防対策等、各保育室・事務室に掲 示する等、感染症予防・発生対策(レベル表に沿った消毒等含む)に向けた職員の危機管理意識 の醸成が図られています。

入園のしおり、重要事項説明書等にも、感染拡大を防ぐために快復後の登園基準(保護者へのお願い)が示され、体制整備や対応の取組みが行われています。

感染症発生時や流行時には、玄関ボードへの掲示版でのお知らせや保健だより等で予防対策や 発生状況等の情報提供が保護者に対して行われています。

更に、ホームページの掲出、園だより、保健だより等で感染症の発生状況や予防対策等、保護 者への情報提供等による家庭での予防にも配慮する取組みも行われています。 39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

а

〈コメント〉

災害時マニュアルに基づき、災害を想定した毎月災害避難訓練(火災、風水害、地震、津波等 を想定)が行なわれています。

2次避難先の東山中学校と水害時対応の合同避難訓練も行なわれています。

避難経路図、自衛消防組織編成表を園内掲示されており、緊急時の避難体制(緊急連絡カード、 防災頭巾、非常持ち出し袋等)の整備や備蓄等の管理をして災害時を想定した備えが行われてい ます。

毎日の施設内外の安全点検が実施され、地震等の災害時に施設設備の落下物・転倒物等の危険 個所等の排除による子どもの安全確保の取組みも行われています。

災害時の保護者に対する情報提供を行うための連絡システム(緊急連絡:安否確認)を活用し、 定期的な緊急時対応のテストメール(コミュなび連絡メール等)が実施されています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	
40	а

〈コメント〉

保育理念・基本方針に基づいた保育業務手順書、乳児保育業務手順書及び各種マニュアルに加えて、全体的な計画が、年度当初の全体職員会で保育手順について周知が行われています。

職員全てに「くずもほいくえんBOOK」が配布され、保育理念・方針及び各種マニュアル、 災害時の業務分担、関係機関一覧表、全体計画、給食業務等の保育業務に必要な資料を職員一人 ひとりが整理・追加する等、事業の適切な運営に向けての取組みが実施されています。

また、子どもの一人ひとりの発達状況に応じた指導計画書の作成による一人ひとりの子どもに 応じた保育が展開されています。

а

〈コメント〉

全体的な計画について、年度末評価を行い次年度の全体的な計画へ反映されています。

業務マニュアルを含む全てのマニュアルについても年度末に見直す仕組みが構築されており、 年度末の保護者アンケートの収集や年間の苦情受付記録の意見・要望も反映する取組みも行われ ています。

クラス単位の月・週日案等の振り返り(評価)の報告が、毎月の全体職員会議で実施され、職員間の意見交換及び園長等からの指導・アドバイス等により次の指導計画案作成に反映させておられます。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

|42| | Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。

а

〈コメント〉

入園時には児童票に基づき保護者の思いも入れ聞き取りを行い、施設長、園長補佐、保育士、 看護師、調理員等で家庭の状況や意向を確認するようにされています。

指導計画は、全体的な計画に基づき作成し、責任者を設置されています。

また、障がい児保育に関しては、療育センター、子ども相談課の発達相談、巡回相談等連携され、支援の必要な家庭については、場合によって家庭児童相談室、児童相談所、家庭支援センターと連携しながら、子どもと保護者の具体的なニーズをもとにした個別の支援計画が作成されています。

| 43 | Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

а

〈コメント〉

指導計画については、クラス単位で毎月末、評価・見直しをしたものを、主査、園長、園長補佐が確認して必要に応じ指導、助言しておられます。

見直し事項については、職員会議で報告されます。

O歳児については、調理員(離乳食の進め方、アレルギー対応)等、関係職員も含めて週単位で個別の指導計画を見直しておられます。

個別指導計画の緊急な変更の必要性がある場合、時期に関係なく見直しをされています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

| Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化さている。

а

〈コメント〉

法人全体の様式が統一化されており、記録は保育業務の簡素化が図られているなか、タブレット等も利用し効率的に進めておられます。

保育日誌の記録はクラス単位で見直し後、クラスの状況、子どもの状況を職員会議の場で報告 し、職員間での共有を図っておられます。内容については施設長・園長補佐等から指導、助言を 行っておられます。

月の指導計画・週日案記録簿等の計画書類、また出席簿等は効率化を目指しICT情報化を導入 し取組んでおられます。

|45| | Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

а

〈コメント〉

個人情報に関するマニュアルを整備し、個人情報の漏えい等、職員は情報保護の重要性を認識 されています。採用時には、全職員「誓約書」の提出も求められています。

各種の情報資料は、施錠できる書庫等への保管を徹底し、書類の処分は法人による書類保管年 数指定に従い、年度末あるいは随時処分されています。

保護者に対しては、入所時に個人情報の取り扱いについて説明を行い、年 1 回意向を確認し同意を得るようにされています。

保護者会総会時にも説明を行い、個人情報の取り扱いに対して注意協力を求めるようにされています。

入園時に園だより等への写真の掲載についての許可も保護者より得ておられます。

内容評価基準(20項目)

A-1 保育内容

	第三者評価結果	
A-1-(1) 保育課程の編成		
A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の		
発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	

〈コメント〉

保育理念・保育目標・保育方針に基づき、クラス担任から挙げられた年齢別の計画を園長、園 長補佐で確認され全体的な計画の編成が行なわれており、生活・発達の連続性を考慮して年度末 に定期的に見直しが行なわれています。

年度末保護者アンケートを行い、家庭の状況や、保護者の思いを把握し、また、年度末の当園の全体的な計画に対する自己評価や園評価を基に、新年度の全体的な計画の見直しが実施されています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体展開

A2 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような環境を整備している。

а

〈コメント〉

園舎の改築により窓も広く、採光も良く、明るい保育環境になっています。

必要に応じて冷暖房(未満児は床暖房も完備)・除湿器・加湿器を活用し、換気も行いながら快適な湿度・温度を保つようにされています。

また、園庭の芝生化もされ、園庭で遊具も使いながら、子ども達が遊べるようになっています。 身体をいっぱい使って体感を強くする活動に加えて、近隣の公園へのお散歩等で自然に触れな がらの保育も展開されています。

絵本コーナー、廃材、段ボール箱を利用した工作や絵画等、思考の発想が広がる静と動のバランス等を考慮された子ども一人ひとりの多様性を引きだすための環境が整備されています。

職員による園の安全点検が毎朝行われ、クラス単位に安全点検記録簿が設置されるなど危険防止対策の取組みが実施されています。

事故防止チェック表やヒヤリハット報告書の職員間供覧等の取組みによる人権擁護の重要性の意識に基づく取組みが実施されています。

また、衛生管理マニュアに基づいた衛生管理や感染症対策等が行われ、毎週布団の持ち帰り・ 手拭きタオルは毎日持ち帰り、(未満児はペーパータオル使用)室内消毒、おもちゃの消毒をして 清潔にされています。

トイレ掃除も手順に従い掃除され、消毒チェックをして清潔にされています。

清掃が行き届いた清潔感を感じる環境の中で子どもが心地よく安心した生活が出来る環境が整備されています。

A③ A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を 行っている。

а

〈コメント〉

法人の目指す保育理念に基づき、一人ひとりの受容を心がけておられます。

日々子ども達の様子を把握し、一人ひとりに合った言葉かけや、対応を心がけておられます。 また、子どもの気持ちに寄り添い、子ども人の権を尊重しながら言葉かけをしておられ、発達過程を解理することにより保育士が同じ視点で援助できるように努めておられます。

大きな声やせかす言葉を不用意に用いないようにする等、日々の保育で心がけていきたいこと等、園全体で共通認識を持つために、職員会議、研修報告等で全職員へ周知が図られています。 保護者に対して、園での生活習慣への取組みや保育園での子どもの養育状況等の報告・意見交換(連絡ノート、登降園時等)が組織的に意識的行われています。

A④ A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境 の整備、援助を行っている。

а

〈コメント〉

子どもの年齢に応じた発達表を確認し、一人ひとりの育ちを把握しながら必要に応じて介助しておられます。

子どもたちのやろうとする気持ちを引き出す保育を家庭と協力しながら進められています。 また。交通安全指導(交通ルール等)、非常災害訓練(毎月)、食育指導(毎月)、おかたづけ、 トイレ後の戸締りや次の人が履きやすいように脱いだスリッパを揃える等、子どもの身体が自然 に動き、その大切さを理解して行くための言葉がけや見守りによる援助が行われています。

子どもの基本的な生活習慣は、日常における保育園での援助による習慣づけに加えて、家庭でも同様な取組みが有効であることから子どもの生活習慣やマナー等、発達過程に沿った家庭支援につながるアドバイス等が園だより等を通して実施されています。

A⑤ A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と 遊びを豊かにする保育を展開している。

а

〈コメント〉

年齢に応じて子どもたちのつぶやき、発想に耳を傾け、必要な援助をしたり、保育者が環境を整えるのではなく子どもたちが自ら遊び 見つけて遊びこめるよう環境を整えるようにしておられます。

隣接している東山公園に出かけ 、自然を感じたり、園内の異年齢交流、地域の小学生と田植え や稲刈り経験や公民館活動 に参加する事で様々な人達と関わる経験も行われています。

園庭での外遊びや公園マラソン、室内でのリトミック等楽しく身体を動かす活動や絵本コーナーでの絵本読み、お絵かき、折り紙、廃材や段ボール等での工作等ゆったりと過ごせる時間等も整備され、生活の中での静と動のバランスを考慮した子どもが主体的に自分で選んで遊べる環境が整備や工夫が行われています。

A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育(O歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

〈コメント〉

乳幼児の養護環境として、床暖房、冷暖房(空調)完備され、安全・安心な保育室内や衛生面 に留意した環境の整備が行われています。

全体的な計画に基づき個別指導計画が策定され、月・週日案の毎週の振り返りや見直しが行われています。

乳児担当職員は、保護者との連携(登降園時、連絡ノート等の丁寧な対応の実施)を密にした 信頼関係構築の推進による取組みが行われています。

日常の乳児保育は、愛着関係を重視した応答的(笑顔・喃語等)なかかわりを心掛けておられます。

O歳児のSIDSチェックは5分ごとに行い、記録が行なわれています。

A ⑦ A - 1 - (2) - ⑥ 3歳児未満(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

〈コメント〉

全体的な計画に基づいた自我の育ちを大切にした個別指導計画が策定され、子ども一人ひとりの特性に合った生活習慣等が身に付けられる援助は、自分がやろうとする気持ちを尊重にした受容と共感を持ちながら、継続的な信頼関係が築けるようにされています。

子ども一人ひとりの発達過程における生活習慣(食育、歯磨き、トイレ、衣服の着替え、手洗等)の習得状況の把握しながら、自分でやりたい自立心の芽生え、意欲的な遊び等に保育士が関わるようにされています。

毎日の登降園時のやり取り、連絡ノート等で意見・要望・相談等の聞き取りに加えて、ドキュメンテーションによる保護者への保育の理解と情報交換の機会として取組みが進展しています。

1歳児のSIDSチェックは10分おきに行なわれています。

A® A-1-(2)-⑦ 3歳児以上の保育において、養護と教育が一体的に展開されるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。

а

〈コメント〉

3 オから 6 オまでの発達をおさえ、全体的な計画、年間指導計画、月案等をもとに一人ひとりの発達や育ち応じて保育を進められています。

法人10園全体の取組みとして、新保育指針に掲げられた5領域の成長目標及び幼児期の終わりまでに育って欲しい(10の姿)を連動させ、遊びの中から学ぶことの意味を伝える「今日の保育」の掲示を通して、職員自身の質の向上や保護者との共通理解につなげる為、ドキュメンテーションやクラスだよりを活用し保護者へ保育内容やねらいについて発信されています。

福祉会の保育報告書「あそびの中で子どもは育つ」を地域(公民館、小学校、中学校)に配布し連携が図られています。

東山中学校区の保・幼・小・中の研修会に参加し情報交換も行われています。

指導計画及び月週日案の振り返り、評価をクラス内の職員間で意識共有し、どの職員も同じ視点で子どもと関われるようにしておられます。

A 9 A-1-(2)-® 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備し、 保育の内容や方法に配慮している。

а

〈コメント〉

保護者と情報交換を行いながら、障がい児に対する個別指導計画が策定されています。

障がい児加配保育士を配置し、個別計画のもと家庭・専門機関(療育センター、こども相談課、 嘱託医等)と連携を持ちながら、保育が行なわれています。

また、かかわり方について、全体職員会で共通理解を持つようにされています。

安心して生活できる保育環境として、園内のバリアフリー化、多目的トイレの設置、エレベータ 一等が整備されています。

また、保育所におけるプライバシー保護規定に基づいた養育援助が行われています。

外部の障がい児保育研修の他にも、法人独自の障がい児保育研修で支援グッズの作り方を学び実 践に役立てておられます。

ジャスパー研修の指導員を招いての研修も行われています。

A ⑩ A - 1 - (2) - ⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

〈コメント〉

早朝・夕方等の延長保育が行われ、保育士間の引継ぎ情報記録(伝達記録簿)の作成が行われ、 登園時から降園時までの 1 日を通した連絡事項が記録に基づき保護者に伝わる仕組みとなってい ます。

家庭的な雰囲気の中で過こすことができるように、合同で過ごす時間を調整しながら、異年齢での係わりも持てるように工夫されています。異年齢保育での延長保育では、絵本の読み聞かせ、外遊び、室内遊び、歌遊び等、子ども達が落ち着ける環境に配慮した保育が行われています。

保育時間が長い子どもやアレルギー除去食を必要とする子どもに対しては、おやつ等にも配慮 した取組みが実施されています。

A① A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容 や方法、保護者との関わりに配慮している。

а

〈コメント〉

田植え、稲刈り・音楽集会・授業体験等、小学校との交流を持ち小学校就学後の生活に見通し が持てるよう1年を通じて交流をされています。

また、中学校区の保幼小連携の会で情報交換を行ったり、校長会との意見交換会や合同情報交換会に参加しておられます。

クラス担任により、就学前の児童の一人ひとりの保育所児童保育要禄及び支援シートが作成され小学校へ適切に届けられることとなっています。

個人懇談やクラス懇談を通して年長の保護者に就学への不安などの思いを聞く機会も設けられています。

A-1-(3) 健康管理

а

〈コメント〉

健康管理マニュアルもあり、子どもの一人ひとりの健康状態や集団の状況を確認し、食事や過ごし方については状態に合わせ柔軟に対応されています。

保健衛生に関する担当者として、保健衛生委員会が配置されており、子どもの保健計画の取組みが実施されています。

登園時(体温や健康状況等視診含む)、連絡ノートを利用した子どもの健康状態の把握や保護者から既往症や予防接種の情報を聞き 、職員が共有し対応されています。

乳幼児の健康観察、乳幼児突発死症候群(SIDS)対策は、安心・安全な対応が日々適切に 行われています。

保護者に対してもSIDSについての情報などが周知されています。

AED研修・救急救命講習を受けたり、法人内の看護師を招き嘔吐処理の仕方について研修が 行なわれています。

園内の感染症の発生状況を玄関の連絡ボードで知らせ、玄関掲示等にて地域の発生状況、対応 策等をお知らせする等、感染拡大予防の取組みが行われています。

а

〈コメント〉

内科診断(年2回・新入園児年3回)、歯科検診(年1回)、耳鼻科検診(年1回)、尿検査(年2回)等が行なわれ、結果については、職員間で共有し、保護者に口頭と文書で知らせておられます。

受診の必要な子どもの受診勧奨も行っておられます。

また、園医の歯科医師による歯磨き指導を受け、4・5歳児はフッ化物洗口が行なわれています。

日常の歯磨き指導にも活かし、保護者への啓発も行っておられます。

A → 1 − (3) − ③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。

а

〈コメント〉

入所時の保護者からのアレルギー疾患や慢性疾患等の聞き取り、医師からの指示書提出のもと、 一人ひとりに応じた対応が行なわれ、必要な場合代替食も準備されます。(入園のしおりにも記載 されています)

法人組織として、給食・食物アレルギー児対応マニュアル、食物アレルギー事故予防対応マニュアル、食物アレルギー事故緊急対応マニュアルに加えて、食中毒予防対応マニュアル、感染症予防マニュアル等々の編成に基づき、食事アレルギー児の対応は医師の指示に従い、保護者、保育士、調理員とで話し合いが行われ、除去食の確認方法の対策、食べる場所の工夫やトレーや食器類の色を変える等、除去食対応対策等の取組みが行われています。

また、年度末のマニュアル見直し等による職員周知及びアレルギーや慢性疾患等の研修に積極的に参加され、必要な情報や知識を職員会議等で共有が図られています。

Α	 1 –	(4)	食	車

A(l) A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

а

〈コメント〉

食育指導計画に基づき毎月食育指導の日が設定され、子どもたちへ健康な心身をつくる為の食事の大切さや食事の楽しさ、食事マナー等を学ぶ等、年齢に応じた食育指導の取組みが行われています。

給食会議、残食チェック等が行われ、子どもの食事摂取量の個人差や体調については、調理員 と相談しながら食事を提供しておられます。

園の菜園で野菜を作り季節の食材を使って調理員と一緒にクッキングをしたり、給食当番活動 や会食の機会を設けたりして楽しい雰囲気づくりをしておられます。

また、「クッキングの日」「よもぎ団子づくり」「ちまきづくり」「もちつき」「ひなまつりお茶会」 等及び保護者の給食参観日(試食会)等の機会を捉えて、子どもがいつも食べている地産地消の 食材を使った給食の様子や献立レシピなどの提供が行われています。

また、行事食や誕生日献立もあります。

A® A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供 している。

а

〈コメント〉

調理員は、子どもたちが美味しく、楽しく食べている様子の確認や子どもたちと一緒に会食をする等、子どもたちの嗜好の傾向を把握(残食記録等)した献立に反映させておられます。

また、担任との連携により一人ひとりの発育状況·体調を考慮した、調理方法を工夫されています。季節感のある食材や行事食も取入れておられます。

菜園活動での収穫野菜の調理食、クッキング、行事食等の美味しく食べる工夫や食育指導(毎月)による食べることが大好きな子どもへの援助が行われています。

離乳食の移行期は、保護者、保育士、栄養士、調理員と連携され個々の発達に応じた離乳食の 進め方の検討、提供が行われています。

衛生管理マニュアル・食中毒予防マニュアル等に基づき、適切な衛生管理が行われています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A① A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

а

〈コメント〉

日常の保護者との情報交換は、登降園時や連絡ノート(未満児は毎日、3歳~5歳児は、必要がある都度等)の活用、電話連絡、個人面談等が行われ、保護者との信頼関係確保の取組みを重要視しておられます。

個人懇談による子育て支援、保育参加、給食参観日、親子遠足、七夕の集い、運動会、発表会等の機会を通じた情報交換が行われています。

各種行事や日常保育の様子については、玄関に設置してあるドキュメンテーションを使ったクラスだよりを随時掲示し保育の意図や内容を伝えておられます。

園だより、クラスだより等も活用し保護者等にお知らせされています。

A-2-(2) 保護者等の支援

A(B) | A-2-(2)-(1) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

а

〈コメント〉

登降園時や連絡ノートの活用、電話連絡、個人面談等の活用による保護者の変化に対する声が けや保護者の悩み、不安に寄り添う子育て相談の支援が適時行われています。

保育参加日や座談会、給食参観日が開催され、保護者と子どもの発達や子育てについての共通 理解を深める機会も設けられています。

保護者等の就労や子育ての悩みや個々の事情を考慮する等、クラス単位に職員が複数体制であることから一人で判断できないような内容については、他の職員や園長等への相談による保護者支援が(カンファレンス記録、職員会で共有含む)行われています。

子育て支援についてのチラシ・案内を配布したり、園内にも掲示しておられます。

A ⑨ A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・ 早期対応及び虐待の予防に努めている。

а

〈コメント〉

虐待対応マニュアルを作成し、職員に周知することで早期発見に努めるようにされています。 年度末の見直しも行われ子どもへの虐待防止や権利侵害等の取組みが行われています。

なお、家庭での虐待等権利侵害の早期発見の取組みとして、送迎時の子どもの様子や視診や衣服の着替え等による不自然なキズ等の気付き等については、写真に記録及び記録ノートの記載し、 園長報告による対応が行われることとなっています。

特に、ネグレクトに関しては分かりにくいので、より注意して取組んでおられます。

こども未来課、児童相談所、子ども家庭相談室など関係機関との連携を取れるように体制を整えられています。

虐待防止、子どもの権利擁護等についての関連の研修には積極的に取組まれ、職員会議で研修 報告を行い周知徹底が図られています。

A-3保育の質の向上

A-3-(1) 職員の資質向上

A20 A-3-(1)-①保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、 保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

а

〈コメント〉

毎日の記録を通して、自らの保育実践の振り返りを(自己評価)行っておられます。

月案、週案については、保育士個々による振り返りを行い、クラス単位でも振り返りが行なわれています。

法人全体で、「養護と教育が一体保育」実現に向けて自己評価の在り方についての取組みが行なわれてきました。

法人内で共通の自己評価を作成し年2回実施され、保育の改善や保育所全体の保育実践につなげておられます。

その結果がそれぞれの気づきや改善点に結びつき保育に生かすようにされています また、自己評価の結果を踏まえて、園内研修を行い、学び合いの場を持っておられます。 行事についても、振り返りシートを活用し、職員会、合同職員会で共通理解が図られています。